

香川県知事から県民の皆様へのメッセージ

～ 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令を受けて ～

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの7地域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。

本県は、緊急事態宣言の対象地域ではなく、現時点では、県内の感染者は2例のみですが、対象地域への往来や対象地域からの来県・帰県によっても、感染者が増加することが懸念されるため、全国知事会宣言の趣旨を踏まえ、対象地域が更に拡大することのないよう、国や市町、関係機関と一丸となって、感染拡大防止を強力に進めていきます。

県民の皆様におかれましては、以下の点に御理解と御協力をお願いします。

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控えてください。また、対象地域から本県への来県・帰県も控えていただきたいと思いますと考えますが、やむを得ず、来県・帰県された方は、その後2週間程度、不要不急の外出を自粛してください。
- 県内においても、不要不急の外出を控えるなど、感染拡大の防止のために十分留意して行動してください。
- 特に、「密閉空間」、「密集した場所」、「密接した会話」の「3密」に該当する場所を避けるようにしてください。また、国の専門家会議からは、夜間から早朝にかけて営業しているバーやナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りや、カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えることとの指摘がなされたことを踏まえた行動をしてください。
- 感染防止のための基本的な予防策として、こまめな手洗いや咳エチケットなどは、自分や大切な人のために、是非守ってください。
- 風邪症状や発熱が続いている場合は、まず「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
- かかりつけ医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従ってください。

令和2年4月7日

香川県知事 浜田 恵造